

(2) 再犯防止に関する本市の取組について 鹿児島市再犯防止推進計画に関連する市の事業（取組）一覧

資料2

①国・県・民間団体等との連携強化

事業名（取組）	事業の概要	令和7年度	令和8年度	効果	局	課
		実績（令和7年12月末時点）	計画			
犯罪被害者支援センター負担金	公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに負担金を支出する。	負担金 948千円	負担金 952千円	社会全体で犯罪被害者を支えあう社会づくりの推進に資することができる。	危機管理局	安心安全課
再犯防止推進計画に係る事務	・国や県、民間団体等と横断的な連携ができるよう、定期的に情報交換や情報共有を行う。 ・関係機関や団体等を通じて支援を必要とする対象者に市の再犯防止に関する取組等を総合的に案内できるように、包括的な把握に努める。	・鹿児島市再犯防止推進連絡会議 1回 ・国及び県等が開催する各種会議等に参加 ・鹿児島市再犯防止推進計画に関連する市の事業（取組）の取りまとめ ・第2期鹿児島市再犯防止推進計画（素案）の作成	・鹿児島市再犯防止推進連絡会議 1回 ・国及び県等が開催する各種会議等に参加 ・鹿児島市再犯防止推進計画に関連する市の事業（取組）の取りまとめ ・第2期鹿児島市再犯防止推進計画の策定	国や県、民間団体等と横断的な連携がとれるようになることが期待できる。 関係機関や団体等を通じて支援を必要とする対象者に市の再犯防止に関する取組等を総合的に案内できるようになる。	健康福祉局	地域福祉課
再犯防止推進研修会	本市関係課の職員の再犯防止に関する理解と認識を深めるため、保護観察所職員を講師とした研修会を実施する。	・再犯防止推進研修会の開催 20課室等・24名参加	・再犯防止推進研修会の開催	再犯防止の理解と認識が深まることで、鹿児島市再犯防止推進計画に関連する市の事業（取組）の推進が期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
その他の連携	鹿児島保護区保護司会や鹿児島保護観察所等と連携した取組を実施する。	・保護司の面接場所の確保のため、地域福祉館及び地域公民館を利用 ・南部地域へのサテライト型更生保護サポートセンター設置に向けた協力	・保護司の面接場所の確保のため、地域福祉館及び地域公民館を利用 ・南部地域へのサテライト型更生保護サポートセンター設置に向けた協力	本市における保護司の更なる円滑な活動が期待できる。	健康福祉局	地域福祉課

②就労・住居の確保のための取組

事業名（取組）	事業の概要	令和7年度	令和8年度	効果	局	課
		実績（令和7年12月末時点）	計画			
鹿児島保護区保護司会との協定による就労支援	鹿児島保護区保護司会と締結している協定に基づき、保護観察に付されている者の就労を支援することにより、その再犯及び再非行の防止並びに社会復帰の促進を図る。	鹿児島保護区保護司会からの相談件数 0件	鹿児島保護区保護司会からの相談があった場合、保護観察に付されている者の就労を支援する。	保護観察に付されている者の再犯及び再非行を防止し、社会復帰の促進を図ることが期待される。	総務局	人事課
協力雇用主等に対する優遇措置	建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点において、鹿児島県協力雇用主等に対する優遇措置を行う。	建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点において、加点を行った。 （対象者）鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者 （対象者数）177社（6年度実績分） （対象者）鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者で、保護観察等対象者を保護観察期間を含めて3か月以上連続して雇用している者 （対象者数）2社	建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点において、加点を行う。 （対象者） ・鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者 ・鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者で、保護観察等対象者を保護観察期間を含めて3か月以上連続して雇用している者	建設工事等競争入札参加者の鹿児島県協力雇用主会等への加入が促進され、社会復帰への支援の充実が期待される。	企画財政局	契約課
生活困窮者自立支援事業	・生活困窮者に対し、相談支援、就労支援等の必要な支援を行う。 ・住居確保給付金を支給することで、安定した就労活動ができるようにする。	・自立相談支援員 4人 ・住居確保給付金受給者数：48人（延人数）	・自立相談支援員 4人 ・住居確保給付金受給者数：84人（延人数）	各種支援を通じて、経済面・就労面・居住等の安定を図ることができる。	健康福祉局	保護第一課
被保護者就労支援事業	就労支援員を設置し就労指導等を実施することで被保護者の自立助長を図る。	就労支援員 7人配置 被保護者への就労相談・指導 165件	就労支援員 7人配置	生活保護受給者の就労意欲を喚起・向上させ、就労についての効果的なバックアップを図ることができる。	健康福祉局	保護第一課
就職困難者等雇用促進助成事業	高齢者等就職困難な者の雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、市内に事業所を有する中小企業の事業主が、市内に住所を有する就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、事業主に対し奨励金を支給する。	鹿児島市就職困難者等雇用奨励金支給実績 ・支給事業所 113事業所 ・支給対象人数 148人	鹿児島市就職困難者等雇用奨励金の支給	市内に在住する就職困難者の雇用機会の拡大に役立てられる。	産業局	雇用推進課
障害者技能向上支援事業	障害者の雇用促進につなげるため、特別支援学校の生徒を対象に技能体験教室を実施し、技能体験の機会を提供するとともに、職業技能を競い合うアビリンピック全国大会に出場する市内在住者に対し、奨励金を支給する。	・技能体験教室の実施 2回 ・障害者雇用ガイドの発行 4,200部	・障害者雇用ガイドの発行	障害者雇用のための助成金制度等を周知することで、事業主の障害者雇用への理解を深めることができる。	産業局	雇用推進課

労政広報紙発行事業	雇用就業構造の実現、労働力需給調整、高齢者雇用対策、障害者雇用対策、労働福祉等、国・県・市の施策への理解を深めてもらうために中小企業のひろばを発行する。	・「中小企業のひろば」発行 年1回 計4,200部発行 A4版、12ページ	・「中小企業のひろば」発行 年1回 計4,200部発行 A4版、12ページ	労政広報紙を発行し、国・県・市の施策を周知啓発することで、高齢者雇用対策、若年者雇用対策、障害者雇用対策、労働福祉等様々な場面で役立つ情報を提供できる。	産業局	雇用推進課
かごしま市しごと情報ナビ	国や県、市などさまざまな機関の仕事に関する情報をわかりやすく案内する。	国や県、市などさまざまな機関の仕事に関する情報を随時提供した。	国や県、市などさまざまな機関の仕事に関する情報を随時提供する。	求職者及び事業者へのわかりやすい情報提供による雇用機会の拡大が図られる。	産業局	雇用推進課
住宅困窮者への市営住宅の提供	法務省が実施する「住居の提供者に対する継続的支援」が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等を含む住宅困窮者への市営住宅の提供に努める。	310件（6年度実績） （保護観察対象者等の把握は行っていない）	住宅困窮者への市営住宅の提供に努める。	保護観察対象者等を含む住宅困窮者への市営住宅の提供が図られる。	建設局	住宅課
鹿児島市居住支援協議会【新】	民間賃貸住宅の入居に不安を抱える住宅確保要配慮者に対し、地域の不動産や福祉等の団体と連携して支援を行うことで、安心して住まいを確保できる環境を整備する。	相談件数：31件（令和7年4月～12月） 居住支援に関する相談対応（R7.4～）	居住支援に関する相談対応	保護観察対象者等を含む住宅困窮者の民間賃貸住宅への円滑な入居が図られる。	建設局	住宅課

③保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

事業名（取組）	事業の概要	令和7年度	令和8年度	効果	局	課
		実績（令和7年12月末時点）	計画			
男女共同参画センター運営事業	地域住民が抱える様々な問題について男女共同参画の視点を持ってその相談に対応し、相談者自身が自己解決に向けて力をつけていけるように支援する。	・女性のための総合相談 2,334件 ・法律相談 18回（77人） ・心理相談 9回（19人） ・男性相談 13回（24人）	・女性のための総合相談 2,800件 ・法律相談 24回（120人） ・心理相談 12回（36人） ・男性相談 18回（48人）	男女共同参画の視点を持つことで、男女がともに人権を尊重しあい、あらゆる分野に参画し、その能力を十分に発揮し、いきいきと活躍できる社会づくりの支援となる。	市民局	男女共同参画推進課
高齢者福祉相談員による相談体制の推進	緊急通報システム設置者・福祉電話設置者に対するコールサービス及び相談、来庁する高齢者の各種相談等を行う。	各相談機関等と連携しながら、相談サービスの充実に努めた。 ・高齢者福祉相談員 2人（本庁） 相談件数 16,189件	各相談機関等と連携しながら、相談サービスの充実に努める。 ・高齢者福祉相談員 2人（本庁） 相談件数 25,000件	ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上が期待される。	健康福祉局	長寿支援課
地域包括支援センター運営事業	・地域ケア会議等の開催による関係機関との連携を図る。 ・地域包括支援センター職員の研修実施による資質向上等を図る。	地域ケア会議の開催 131回	地域ケア会議の開催 190回（見込）	地域における相談及び支援体制の構築が推進される。	健康福祉局	長寿あんしん課
老人措置費	環境上及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な原則65歳以上の高齢者について、養護老人ホームへの入所措置を行う。	入所人数 103人	入所人数 109人（見込）	養護老人ホームに入所させ、心身の健康保持及び生活の安定を図る	健康福祉局	長寿あんしん課
成年後見制度利用促進事業	認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを運営し、制度の利用促進を図る。	相談件数 722件 講座の開催 2回 講師派遣 15回	相談及び支援 講座の開催 1回以上 講師派遣 随時	成年後見人等による支援が必要な方が適切に成年後見制度の利用につながることが期待される。	健康福祉局	認知症支援室
成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申し立てる人がいない認知症高齢者等のために、審判の申立てを行うほか、後見人等報酬の助成等を行う。	申立件数 34件 報酬助成 市長申立 35件 市長申立以外 75件	申立件数 53件 報酬助成 市長申立 47件 市長申立以外 114件	認知症高齢者等の保護や制度の利用促進が期待される。	健康福祉局	認知症支援室
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない知的障害者で、後見開始の審判を申立てる者がいない者のために、本市が審判の申立てを行うほか、その申立て費用等を負担し、判断能力の不十分な者の保護を図る。	市長申立 1件 後見人等報酬助成 13件	市長申立 2件 後見人等報酬助成 18件	身寄りのない知的障害者で、後見開始の審判を申立てる者がいない判断能力の不十分な者の保護を図ることができる。	健康福祉局	障害福祉課
成年後見制度利用支援事業	精神障害者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、身寄りがない者について市長申立てを行うとともに、必要な経費を助成する。	申立て件数：0件 報酬助成：20件	申立て件数：3件 報酬助成：38件	判断能力の不十分な精神障害者の保護が図られる。	健康福祉局	保健支援課
認知症オレンジサポーター養成事業	・「認知症等見守りメイト」の養成 ・認知症等見守りメイト（ボランティア）が、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。	・見守りメイト登録者数 897人（累計） ・メイト利用者数 55人	・見守りメイト登録者数 936人（累計） ・メイト利用者数 76人	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりが推進される。	健康福祉局	認知症支援室
認知症初期集中支援推進事業	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。（配置時期：27年10月～）	・訪問支援対象者 32人	・訪問支援対象者 49人	認知症の人や家族への早期に対応することで、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できる。	健康福祉局	認知症支援室

認知症高齢者等見守り活動【新】	事業者等と協定を締結し認知症高齢者等の見守りネットワークを構築する。	・協定締結事業者等 11事業者（21事業所）	認知症高齢者等の見守り活動に協力いただける事業者等を募集する。	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進する。	健康福祉局	認知症支援室
民生委員・児童委員指導事業	民生委員・児童委員の研修等を行うことにより、地域住民への相談・援助を適切に行う。 ・「民生委員・児童委員」の資質向上及び幅広い知識の習得のための指導等 ・地域社会の福祉増進のため支援活動を行う。	・民生委員推薦会 5回開催（一斉改選分含む） ・民生委員審査専門分科会 5回開催（一斉改選分含む） ・民生委員新任者研修 1回実施 ・民生委員・児童委員数 定数：1,068人 現任数：1,022人（R7.12.1現在）	・民生委員推薦会 6回開催 ・民生委員審査専門分科会 6回開催 ・民生委員新任者研修 2回実施 ・民生委員現任者研修 1回実施 ・民生委員・児童委員数 定数：1,068人	民生委員児童委員の資質向上及び幅広い知識の習得を行い、地域住民への相談・援助を適切に行うことが期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
民生委員・児童委員見守り活動支援事業	民生委員・児童委員による地域での見守り活動を支援し、援助が必要と思われる住民の早期把握及び対応につなげることにより、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに寄与する。	支援が必要な地域住民の早期発見につなげる為に、民生委員・児童委員の地域での見守り活動への支援を行う。 ①活動支援 ・訪問連絡カードの作成（1,100冊） ②地域の見守り活動協力事業者の呼びかけ ・南日本新聞販売南日会 ・鹿児島相互信用金庫 ・南日本リビング新聞 ・日本ガス株式会社	支援が必要な地域住民の早期発見につなげる為に、民生委員・児童委員の地域での見守り活動への支援を行う。 ①活動支援 ・訪問連絡カードの作成（1,100冊） ②地域の見守り活動協力事業者の呼びかけ ・南日本新聞販売南日会 ・鹿児島相互信用金庫 ・南日本リビング新聞 ・日本ガス株式会社	民生委員・児童委員による地域での見守り活動を支援し、援助が必要と思われる住民の早期把握及び対応につなげることにより、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに寄与することが期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
見守り活動における協力協定	協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力協定を締結し、地域での高齢者や障害者等の見守り活動の充実を図る。	地域の見守り活動協力事業者 ・南日本新聞販売南日会 ・鹿児島相互信用金庫 ・南日本リビング新聞 ・日本ガス株式会社	地域の見守り活動協力事業者 ・南日本新聞販売南日会 ・鹿児島相互信用金庫 ・南日本リビング新聞 ・日本ガス株式会社	協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力することで、地域の見守りにおいて早期の発見・対応が期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関や地域の連携による重層的な支援を行う。	支援関係機関や地域と連携し、一体的な支援に取り組む。 ・多機関協働事業・支援プラン作成事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・参加支援事業 ・地域づくり事業 地域福祉課への引継ケース 61件	支援関係機関や地域と連携し、一体的な支援に取り組む。 ・多機関協働事業・支援プラン作成事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・参加支援事業 ・地域づくり事業	関係機関間における情報共有・連携の円滑化や、各分野の効果的な支援による早期解決につながること等が期待される。	健康福祉局	地域福祉課
地域福祉推進事業	地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークを推進するため、地域福祉支援員の配置を行う。	地域福祉館41館と5つの市社協支部を拠点として、地域福祉支援員6人を配置 ・小地域ネットワークの支援や地域情報の把握 ・団体からの相談への対応 ・地域住民からの相談への対応	地域福祉館41館と5つの市社協支部を拠点として、地域福祉支援員5人を配置 ・小地域ネットワークの支援や地域情報の把握 ・団体からの相談への対応 ・地域住民からの相談への対応	地域福祉支援員を配置し、小地域ネットワークの支援や地域住民からの相談への対応等を行うことにより、地域福祉ネットワークの推進が期待される。	健康福祉局	地域福祉課
ホームレス巡回相談指導事業	ホームレスの方々に対し、巡回相談等による相談活動を実施し、これらの方々が抱える問題を把握するとともに、必要な援助を行い、その自立を支援する。	①巡回相談（18回） ②ホームレス健診に併せた福祉相談の実施 ③ホームレスの実態に関する全国調査	①巡回相談（24回） ②ホームレス健診に併せた福祉相談の実施 ③ホームレスの実態に関する全国調査	ホームレスの方々に対し巡回相談等による相談活動を実施し、これらの方々が抱える問題を把握するとともに、必要な援助を行い、その自立を支援することが期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
被保護者自立促進事業	被保護者の個々の状況などに応じた方針に基づき、就労支援や健康管理支援等の必要な支援を行う。	・健康管理支援員 1人配置 ・保健指導等件数：507件	・健康管理支援員 1人配置 健康管理支援員による保健指導等	被保護者の経済的自立や健康の保持及び増進を図ることができる。	健康福祉局	保護第一課
障害者基幹相談支援センター事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者（児）及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他、障害者等の権利擁護のために必要な相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。	・相談件数：2,846件 ・相談員数：5人	・相談件数：3,900件 ・相談員数：5人	身体障害、知的障害、精神障害、発達障害についての専門の相談員を配置することで、ワンストップで各種の相談や必要な支援等を行うことができる。	健康福祉局	障害福祉課
障害福祉サービス等情報公表制度	利用者のニーズに応じたサービスの選択に資するよう、情報公表制度の充実を図る。	公表率 69%	公表率 100%	障害福祉サービス等情報公表制度の充実により、障害のある方の就労等の支援を図ることができる。	健康福祉局	障害福祉課

障害福祉サービス給付事業	日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等の家庭にホームヘルパーを派遣して、介護・家事等、日常生活の世話及び外出の支援を行う。	延利用者数（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護） 10,484人(10月末時点)	延利用者数（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護） 前年度より増加見込	日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等の家庭にホームヘルパーを派遣することにより、介護・家事等、日常生活の世話及び外出の支援を行うことができる。	健康福祉局	障害福祉課
精神保健福祉推進事業	精神保健福祉相談員や嘱託の精神科医による家族への相談を実施し、必要な援助を行う。	・相談件数 22,705件 ・相談員数 69人	・相談件数 15,616件 ・相談員数 61人	精神障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な援助を行うことで、市民の精神的健康の保持・増進や精神障害者及びその家族に対し支援等が期待できる。	健康福祉局	保健支援課
家庭こども相談員設置事業	家庭における児童についての悩みごとや、配偶者からの暴力、家庭内のもめごとの相談等に対応を行う家庭こども相談員を配置する。	・相談員数 5人 ・相談件数 564件（うちDV相談21件）	家庭における児童についての悩みごとや、配偶者からの暴力、家庭内のもめごとなどの相談対応等を行うことにより、子どもの福祉向上が図られることが期待される。	家庭における児童についての悩みごとや、配偶者からの暴力、家庭内のもめごとなどの相談対応等を行うことにより、子どもの福祉向上が図られることが期待される。	こども未来局	こども福祉課 谷山子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関、団体等との連携を図る。	・代表者会議 1回 ・実務者会議 1回	要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体等との連携を図ることで、児童の福祉の向上につながることを期待される。	要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体等との連携を図ることで、児童の福祉の向上につながることを期待される。	こども未来局	こども家庭支援センター
子ども家庭見守り相談支援員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、継続的な支援を行っている子どもについて、定期的な状況確認を行うとともに、支援に係る連絡調整・事務処理等を行う。	・相談員数 4人 ・相談件数 1834件	継続的な支援が必要な子どもの定期的な状況確認を行うことにより、児童福祉の向上が図られることが期待される。	継続的な支援が必要な子どもの定期的な状況確認を行うことにより、児童福祉の向上が図られることが期待される。	こども未来局	こども家庭支援センター

④非行の防止と、学習支援等の実施のための取組

事業名（取組）	事業の概要	令和7年度	令和8年度	効果	局	課
		実績（令和7年12月末時点）	計画			
生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもへの学習支援事業	家庭の事情により、家庭での学習等に困難を抱える子どもへ学習の場を提供するとともに、進路選択や学習・生活環境改善に向けた支援のほか、進学を目指す子どもにオンライン等による学習支援（※以下、学習進学支援）を行う。	【学習会】 ・市内3会場 延べ119回実施 ・参加申込者数63人 ・学習相談支援員 1人 ・学習支援員 34人 【学習進学支援】 ・参加申込者数24人	【学習会】 ・市内3会場 延べ144回実施予定 ・参加申込者数 80人（見込） ・学習相談支援員 1人 ・学習支援員 40人（見込） 【学習進学支援】 ・参加申込者数20人	学習会や学習進学支援により、子どもの居場所づくりや学習意欲・学力の向上を図ることができる。	健康福祉局	保護第一課
青少年育成委員による街頭声かけ活動	委嘱された青少年育成委員が、学校や関係機関・団体との連携のもと、本市における青少年の健全育成を図るため、街頭声かけ活動を通して、問題行動の未然防止、早期発見・指導に努める。	・青少年育成委員195人（学校関係者140人、関係機関・団体55人） 実施回数：957回 従事者数：2,078人 声かけ人数：5,941人	・青少年育成委員64人（学校関係者9人、関係機関・団体55人） 年間計画に基づき、街頭声かけの実施	警察による不良行為少年の補導件数は近年減少傾向にあり、青少年育成委員による定期的な街頭声かけでの声掛けが成果を上げているものとする。	教育委員会	児童生徒支援課
社会教育指導員（育成センター職員）による電話相談	育成センター職員が、青少年及び保護者等からの電話相談に応じるとともに、少年に関する諸問題について、電話又は来所による相談に応じる。	・社会教育指導員2人による電話相談及び来所相談対応 電話相談：5件 来所相談：0件	実施無し		教育委員会	児童生徒支援課
小・中・高等学校生徒指導担当者等研修会の開催	いじめや非行等の問題行動や、不登校についての積極的な生徒指導の推進を図る。	年3回（4月、8月、1月）の実施	年3回（4月、8月、1月）の実施予定	定期的な情報交換を行うことで、各学校での取組が充実したものに繋がっているものとする。	教育委員会	児童生徒支援課
フレンドシップ（教育支援センター）支援事業	不登校や緊急避難等の児童生徒のための居場所づくりや、学校復帰のための相談や学習支援、より専門性を必要とするカウンセリング等を実施する。	臨床心理相談員 5人 臨床心理相談員相談回数 1,159回	臨床心理相談員 4人	学校・保護者・関係機関との連携が強化され、通級児童生徒に対する専門的な意見を取り入れた組織的・計画的な早期支援の実施により、学校復帰や心の安定が期待される。	教育委員会	児童生徒支援課
スクールサポート相談員配置事業【新】	学校だけでは解決が困難な問題行動等に対して、警察等関係機関との連携方法や早期解決に向けた児童生徒・保護者等への対応等について、指導助言を行う専門家を配置する。	スクールサポート相談員 1人 相談件数 116件	スクールサポート相談員 1人	学校だけでは解決困難な問題行動等に対して、警察等の関係機関と連携し早期解決が期待される。	教育委員会	児童生徒支援課
非行防止教育（未然防止教育）【新】	専門家である警察官や法務教官と教員で非行防止教室を行うことにより、生徒の規範意識の向上や犯罪被害防止、初発型非行をはじめとする問題行動の未然防止を図る。	市内39中学校中学1年生を対象に実施	市内37中学校中学1年生を対象に実施予定	専門家である警察官や法務教官と教員で非行防止教室を行うことにより、生徒の規範意識の向上や犯罪被害防止、初発型非行をはじめとする問題行動の未然防止が期待される。	教育委員会	児童生徒支援課

⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

事業名(取組)	事業の概要	令和7年度	令和8年度	効果	局	課
		実績(令和7年12月末時点)	計画			
人権啓発活動事業	様々な人権課題について、啓発資料等を活用し、広く市民、企業等に広報・啓発を行うことで、市民一人ひとりの人権に関する正しい認識と理解を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図る。	・啓発資料等の作成・配布 (作成部数) 人権啓発パンフレット：1,600部	・啓発資料等の作成・配布 (作成部数) 人権啓発パンフレット：3,000部	啓発資料の作成・配布等の啓発活動を行うことで、広く市民、企業等が人権課題に関心を持つきっかけとなるほか、相談窓口の周知広報に資するとともに、市民一人ひとりの人権に関する正しい認識と理解を深めるなど、人権意識の普及高揚への効果が期待できる。	市民局	人権推進課
鹿児島保護区保護司会に対する助成	鹿児島保護区保護司会の活動を助成し、犯罪の防止及び更生保護活動の活性化を図り、本市における社会福祉を増進させる。	鹿児島保護区保護司会補助金	鹿児島保護区保護司会補助金	運営費補助により、保護司の資質向上と更生保護事業の推進に資することが期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
保護司の募集・広報【新】	保護司活動の周知や保護司の募集等の広報活動により、保護司の活動に対する市民の理解を促進するとともに、保護司の確保を図る。	・保護司の募集・広報に関して、市広報紙・ホームページへの掲載 ・本市職員60歳到達者等ライフプランセミナーにおける保護司の周知・広報	・保護司の募集・広報に関して、市広報紙・ホームページへの掲載 ・本市職員60歳到達者等ライフプランセミナーにおける保護司の周知・広報	保護司の活動に対する市民の理解の促進や、保護司の確保が期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
社会を明るくする運動への参加	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」に参加し、再犯防止に関する地域での理解の促進を図る。	社会を明るくする運動に関する周知・広報活動 ・ポスター掲示(市社協、各地域福祉館) ・市広報紙のほか、ホームページを利用した周知・広報活動 ・1日保護観察所長行事の共催・従事 ・作文コンテストの協力依頼文を小中学校に送付	社会を明るくする運動に関する周知・広報活動 ・ポスター掲示依頼(市社協、各地域福祉館) ・市広報紙のほか、ホームページや本庁電光掲示板を利用した周知・広報活動 ・作文コンテストの協力依頼文を小中学校に送付	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」に参加することで、再犯防止に関する地域での理解の促進が図られることが期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
「育成センターだより」の作成・配布	少年非行のすう勢や育成センターの活動の様子などを掲載し、毎月、学校や関係機関・団体に配布する。	月1回、年間12回発行	月1回、年間12回発行予定	育成センターの活動内容を周知するとともに、非行防止に向けた啓発活動を実施している。	教育委員会	児童生徒支援課
「非行防止啓発チラシ」の作成・配布	少年非行やSNS等に関する内容を記載し、年1回、夏期休業前に市内の全中学校・高等学校に配布する。	・「県少年補導センター連絡協議会」で作成したチラシを、7月に市内全中学校、高等学校に配布：38,000枚 (中学校45校、高等学校23校)	「県少年補導センター連絡協議会」で作成するチラシを、7月中旬に、市内全中学校、高等学校に配布予定 (中学校43校、高等学校23校)	夏季休業前に配布し、学校の実態に応じて活用できている。	教育委員会	児童生徒支援課
人権教育推進事業	人権問題に関する市民の理解と認識を深めるために、人権啓発講演会や地域別人権問題研修会を開催したり、家庭教育学級等において人権に関する学習機会を提供したりする。	・地域別人権問題研修会 14館 ・人権啓発講演会 1回 ・家庭教育学級(小中学校) 95学級(小67中28) ・女性学級 30学級 ・成人学級 39学級 ・父親セミナー 1学級	・地域別人権問題研修会 14館 ・人権啓発講演会 1回 ・家庭教育学級(小中学校) 117学級 ・女性学級 41学級 ・成人学級 59学級 ・父親セミナー 15学級	人権問題に関する正しい理解と認識を深め、互いを認め、支えあうことをとおして明るい社会づくりが期待できる。	教育委員会	生涯学習課